



免許番号 内共第5号

漁場の位置 姫路市、神崎郡及び朝来市地先  
(市川本支流及び生野ダムにより拡張された水面の区域)

漁場の区域 次の点A及びアを結んだ線から上流の市川本支流の区域と生野ダムにより拡張された水面の区域。ただし、B及びイを結んだ線から上流C及びDを結んだ線までの市川本流の区域及び黒川ダムえん堤から上流の区域並びに太田滝から上流の区域を除く。

点の位置

- A 姫路市香寺町恒屋川左岸堤防と市川本流堤防との交点
- B 神崎郡市川町屋形初鹿野屋形用水路樋門中央点
- C 朝来市生野町小野大橋右岸下流基柱
- D 朝来市生野町小野大橋左岸下流基柱
- ア Aから124度の線と対岸との交点(市川本流左岸)
- イ Bから229度の線と対岸との交点(市川本流右岸)

令和5年9月1日 免許

内共第5号漁場図